

学び直し支援金制度のご案内

1 制度の概要

高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も、卒業するまでの間(最長2年間※)継続して就学支援金同等額の支援が受けられる制度です。(※全日制高校等は12か月)

学び直し支援金は、学校に支給され、生徒の授業料に充当(相殺)されます。
生徒に直接お渡しするものではありませんので、御注意下さい。

2 対象者

次の①～⑤のすべてに該当している者が対象です。

- ① 高等学校等を退学したことがある
- ② 高等学校等を卒業(修了)していない
- ③ 高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制及び通信制は48月)を超える
- ④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した(就学支援金新制度の対象者であった者)
- ⑤ 生計維持者等全員の市町村民税の課税所得額(課税標準額)などにより算出した額の合計額の合算額が304,200円未満

3 支給額

生徒の生計維持者等全員の市町村民税の課税所得額(課税標準額)などにより算出した額の合計額に応じて、次の表のとおり支給(軽減)されます。

対象となる判定基準 ^{※1} (市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額)(生計維持者等全員の合計額)	支給上限額(月額)	【参考数値】 世帯年収目安 ^{※2}
154,500円未満	24,750円	～約590万円
304,200円未満	9,900円	約590万円～約910万円
304,200円以上	【対象外】	約910万円～

※1 受給の判定(所得判定基準)について

政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※2 世帯年収目安は、主たる生計維持者のうちどちらか一方が働き、子供が2人いる世帯をモデルとした場合です。

4 提出書類

就学支援金の受給終了時に学校へ提出します。

ア 受給資格認定申請書【必須】

イ 個人番号カード(写)等貼付台紙

※ 必要項目を記入し主たる生計維持者等のマイナンバーカード等の写し等を貼付した書類

※ 高等学校等就学支援金の申請又は届出書類で提出している場合は、必要ありません。

【イの個人番号カード等の写しを提出できない場合】

主たる生計維持者等全員の市町村民税の課税所得額等の確認書類を提出してください。

※市町村民税の課税所得額(課税標準額)及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類

【提出期限】 ○月○日(○) 〆切

5 留意事項

○ 税額変更や死亡、離婚、養子縁組などによる主たる生計維持者の変更があった場合は、速やかに学校に申し出てください。支給額が変更される場合があります。

○ 認定された方は、7月に改めて7月～翌6月分を対象とした手続きを行っていただきます。